

コンビニ収納管理システム「コンパス」利用規約(2021年7月版)

第1条(総則)

1. 株式会社横浜銀行(以下「乙」という)は、契約者(以下、「甲」という)に対し、「乙が提供するコンビニ収納サービス(以下「コンビニ収納サービス」という。)」の利用のために、地銀ネットワークサービス株式会社(以下「丙」という)が所有するコンビニ収納管理システム「コンパス」(以下「コンパス」という。)(コンパスに関する操作説明書等の関連資料を含む。)を提供するものとします。
2. 乙および丙は、善良なる管理者の注意をもってコンパスの運営にあたります。
3. 甲から乙に対する申込みに基づき、乙が甲に対しコンパスの利用に必要な情報(担当者コードやパスワード等)を通知することをもって、甲乙間でコンパスに関する契約(以下「本契約」という)が成立するものとします。
4. 甲は、コンパスにおいて払込取扱票や各種一覧表等の印刷を行う場合、コンビニ収納サービスに関する事務処理要領およびコンパスに関する操作説明書で定める印刷ソフト(以下「本印刷ソフト」という。)をインストールのうえ使用することとします。なお、本印刷ソフトはコンパスの一部とみなします。

第2条(コンパスの使用許諾)

乙は、甲に対し、コンビニ収納サービス利用に係るコンパスの非独占的使用権を許諾します。

第3条(コンパスの内容)

コンパスの利用目的や提供時間、コンパスの利用に必要な接続環境等のサービス内容は、コンビニ収納サービスに関する事務処理要領またはコンパスに関する操作説明書等に記載のとおりとします。

第4条(コンパスに関する権利)

コンパス(第1条第4項に規定する本印刷ソフトを除く。)の特許権、著作権またはその他一切の権利は、丙が所有するものとします。

第5条(本契約に基づく権利譲渡の禁止)

甲は、本契約に基づいてコンパスを利用する権利を第三者に譲渡し、または担保の目的に提供してはならないものとします。

第6条(秘密保持)

1. 甲は、コンパスに関する秘密を、乙が書面によって許可した者以外の第三者に漏洩してはなりません。
2. 甲は、前項の秘密保持義務を完全なものとするため、当該秘密に関する資料等を十分な注意を払って保管するものとします。
3. 第1項の義務は、本契約終了後も継続するものとします。

第7条(個人情報の取扱い)

1. 丙は、甲がコンパスに登録した個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。)を、コンパスの運営を委託するシステム運営委託会社を除く第三者へ開示しないものとします。
2. 丙は、前項の義務を遵守するために十分な安全管理措置を講じるものとします。
3. 甲乙丙は、本規約、本契約及びコンビニ収納サービスにつき最新の個人情報保護法関係法令及びガイドライン等を遵守するため、誠実に協議し連携するものとします。

第8条(甲の設備の設置および維持責任)

1. 甲はコンパスの利用にあたり、甲の接続環境(以下「甲接続環境」という。)に関わるハードウェアおよびソフトウェアの保守を甲の責任と費用負担にて行い、別途丙が定める技術的事項に適合した甲の設備(以下「甲設備」という。)にて、コンパスを利用するものとします。
2. 甲は、コンパスの利用に支障をきたさないよう、正常に稼動するよう甲設備を維持するものとします。

第9条(乙から提供された情報の取扱い)

甲は、コンパスを利用するために乙より提供された情報(担当者コードやパスワード等)について、その使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより甲に生じた損害については、乙および丙は何ら責任を負わないものとします。

また、甲または第三者による使用により乙に損害が生じた場合、甲は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 10 条(禁止事項)

甲は、コンパス上で以下の行為を行わないものとします。

- 1.乙、丙または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2.乙、丙または第三者になりすましてコンパスを利用または改ざん、消去する行為
- 3.コンパス用電気通信回線、コンパス用電気通信設備、アクセス回線またはアクセスポイント、および第三者の設備に、無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- 4.第三者に上記のいずれかに該当する行為をなさせ、または当該第三者の行為が存在することを知りながら適切な措置を講じることなく放置する行為

第 11 条(コンパス利用料)

- 1.コンパス利用料は、コンビニ収納管理システム「コンパス」使用許諾申込書に記載の通りとする。
- 2.コンパス利用料は、コンパス利用開始日の属する月から、毎月発生するものとします。
- 3.コンパス利用開始日または利用終了日が月の途中であっても日割計算せず、コンパス利用料全額を請求するものとします。
- 4.コンパス利用料の請求元、請求方法および支払方法は、コンビニ収納サービスに関する各種手数料と同様とします。
- 5.乙が丙に支払う事務手数料その他諸経費が値上がりする場合等、コンパス利用料を改定する必要がある場合は、乙は、甲に6か月前までにコンパス利用料の改定を通知してコンパス利用料の改定をすることができるものとします。

第 12 条(支払遅延)

- 1.甲が本契約に係る債務の弁済を怠ったときには、乙は、コンビニ収納サービスに関する請求書や覚書等により別途定める支払期日の翌日より完済の日まで年利 14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。
- 2.本契約に係る甲の債務の弁済期日が過ぎ、乙より2週間以上の猶予期間を設けて催告したにもかかわらず、なおその期間内に当該債務の弁済が完了しないとき、乙は、事前に書面にて甲へ通知の上、丙が回収した甲のコンビニ収納サービスの収納金からの充当によって、当該債務およびこれに係る遅延損害金の弁済を受けることができるものとし、甲はあらかじめこれを承諾します。
- 3.前項の充当により、乙が弁済を受けた場合、甲乙間で金額相違その他の疑義が生じたときは、甲乙間において解決するものとします。

第 13 条(コンパス利用開始日)

- 1.甲の事情により、甲が届け出たコンパス利用開始日にコンパスの利用を開始できない場合には、甲はコンパス利用開始日の2週間前までに乙に、乙が別途定める書面によりコンパス利用開始日の変更を通知するものとします。
- 2.コンパス利用開始日の2週間前までに通知がない場合、コンパスの利用は、甲が届け出たコンパス利用開始日に開始したものとみなし、当該コンパス利用開始日の属する月より第 11 条に定めたコンパス利用料が発生するものとします。

第 14 条(コンパスの解約)

- 1.甲がコンビニ収納サービスの利用を終了した場合、コンパスの利用も同時に終了するものとします。
- 2.甲がインターネット接続等による支払への切替により、コンパスの利用を終了する場合、3か月前までに甲から乙へ書面で通知することにより、コンパスの利用を終了することができます。
- 3.コンパスの終了後は、コンパスの全ての機能(収納結果の確認や払込取扱票の発行等を含むがこれらに限られない。)が使用できなくなります。
- 4.甲がコンパスの利用を終了後に、コンパス上で収納結果の確認を行いたい場合、乙が定める臨時登録費用等が別途発生します。
- 5.丙がコンパスの提供を終了した場合等、乙が甲にコンパスを提供できなくなる場合、乙は甲に対し、3か月前までに書面をもって通知することにより、コンパスの提供を終了できるものとします。

第 15 条(コンパス用設備等の変更)

コンパスの質的改善のため、丙においてコンパス用電気通信回線またはコンパス用電気通信設備を変更することになり、甲に対しその変更のために協力を求める必要がある場合は、乙は甲にその旨を通知し、甲はすみやかにこれに応ずるものとします。

第 16 条(提供の中断)

乙および丙は、次の場合、コンパスの提供を中断することができるものとします。

- (1)コンパスを提供するために必要となる設備の保守上または工事にやむを得ないとき
- (2)コンパスを提供するために必要となる設備またはシステムを、第三者が故意に破壊した場合、または、設備またはシステムに支障をきたす行為を行った場合
- (3)他の電気通信事業者の都合によりコンパスを提供するために必要となる電気通信回線の使用が不能なとき
- (4)天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因してコンパスの提供が不可能または困難となったとき
- (5)コンパスを提供するために必要な電力等のエネルギーの供給が停止もしくは中断し、または供給量が不足したことによりコンパスの提供が不可能または困難となったとき
- (6)甲が、コンビニ収納サービスに関する請求書や覚書等により別途定める支払期日までにコンパス利用料を支払わないとき

第 17 条(損害賠償責任)

- 1.甲は、コンパスの不具合に起因して、甲に損害が発生した場合、通常かつ直接の損害でかつ現実に発生した損害に限り、コンパス利用料の1か月分に相当する金額を上限とし、乙に対して損害賠償を請求できるものとします。
- 2.乙または丙は、甲の責めに帰すべき事由により、自己に損害が発生した場合、通常かつ直接の損害でかつ現実に発生した損害に限り、甲に対して損害賠償を請求できるものとする。

第 18 条(免責)

- 1.第 17 条に記載の、甲が乙に対して請求できる損害賠償の範囲には、天災地変、通信回線の不具合等の不可抗力により生じた損害、甲の責に帰すべき事由(甲接続環境に起因する場合を含むがこれに限られない。)により生じた損害および逸失利益は含まれないものとします。
- 2.甲がコンパスを通じて登録・送受信したデータについては、甲の責任で管理を行い、天災地変、通信回線の不具合等の不可抗力または甲の責に帰すべき事由に起因して、コンパス上のデータ(請求情報や収納結果等を含むがこれらに限られない。)を削除した場合、乙および丙は、その責任を負わないものとします。

第 19 条(解除)

- 1.乙は、甲が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、甲へのなんらの通知・催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1)第8条から第 10 条の規定に違反したとき
 - (2)コンパスの運営を妨害したとき
 - (3)コンビニ収納サービスに関する請求書や覚書等により別途定める支払期日までにコンパス利用料を支払わず、当該支払期日から 15 日間が経過したとき
- 2.甲が前項各号のいずれかに該当したときは当然に期限の利益を失い、乙または丙に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

第 20 条(セキュリティポリシー)

コンパスのセキュリティポリシーはコンビニ収納サービスに関する事務処理要領またはコンパスに関する操作説明書等に記載のとおりとします。

第 21 条(管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条(誠実協議)

本契約に定めのない事項については、甲乙を含む関係各社間で締結している「コンビニエンスストア収納事務委託契約書」およびコンビニ収納サービスに関する事務処理要領に準ずるものとします。また、疑義が生じた事項については、その都度甲、乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

以上